

○西脇市上下水道事業審議会条例

平成21年3月27日条例第6号

改正

平成28年6月23日条例第21号

西脇市上下水道事業審議会条例

(設置)

第1条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の健全な事業運営について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 上下水道事業計画に関する事。
- (2) 水道料金、下水道使用料等に関する事。
- (3) その他上下水道事業の運営上必要と認める事。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西脇市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 勤労福祉センター運営委員会委員	日額	7,800	行政職給料表適用職員相当額
-------------------	----	-------	---------------

を

「 勤労福祉センター運営委員会委員	日額	7,800	行政職給料表適用職員相当額
西脇市上下水道事業審議会委員	日額	7,800	行政職給料表適用職員相当額

に

改める。

附 則（平成28年6月23日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の条例の規定により任命又は委嘱された者は、それぞれこの条例の相当規定により任命又は委嘱された者とみなす。